経費に関する注意事項(交付要領より一部抜粋)		
1.	交付決定前に発注済み若しくは支出済みの経費は対象とはならない。	
2.	補助金の支払いは、交付	†決定後の「補助事業実績報告書」の提出を受け、補助金額の確定後に精算払いとなる。 
3.	対象外経費	・「消毒費用」、「マスク費用」、「清掃費用」、「飛沫対策費用」、「換気費用」、「その他衛生管理費用」、「感染防
		止のための注意喚起に要する PR 費用」にあっては、感染防止対策に合致しないもの
		・施設の建設、基金の造成、出資等の公有財産の取得または増加となる経費
		・補助事業の目的に合致しないもの
		・交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等を実施したもの
		・自社内部の取引によるもの
		・共同申請における共同事業者間の取引によるもの
		・販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
		・オークションによる購入 (インターネットオークションを含む)
		・給排水工事(据付工事を除く)、運搬費、保守管理費、諸経費
		・駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
		・電話代、インターネット利用料金等の通信費
		・名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代(例:名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさ
		み、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、
		電池、段ボール、梱包材の購入等)
		・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
		・茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
		・不動産の購入・取得費、修理費(ただし、設備処分費に該当するものを除く。)、車検費用
		・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
		・金融機関などへの振込手数料(ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。)、代引手数料、インター

). ) a. 1. ) Set III del b ). ] a. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
ネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
・公租公課(消費税・地方消費税は補助対象外とする。ただし、旅費に係る出入国税は補助対象とする。)
・各種保証・保険料(ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係
るものは補助対象とする。)
・借入金などの支払利息および遅延損害金
・商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・
商品券(消費税増税にともない発行されるプレミアム付き商品券を含む)での支払い、自社振出・他社振出に
かかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
• 役員報酬、直接人件費
・各種キャンセルに係る取引手数料等
・補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
・汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費用
・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費(風俗営業等の規制および業
務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 121 号)第2条により定める営業内容等)